

内灘町新型インフルエンザ等対策行動計画（令和 8 年 6 月改定）【概要版】

計画改定の趣旨

国は「新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）」を制定し、感染症法とともに国全体の対策体制を強化している。

新型コロナの経験を踏まえ、2024 年 7 月に政府行動計画が全面改定され、石川県の行動計画も 2025 年 3 月に改定されたことを受け、町の行動計画を改定する。

町行動計画の位置づけ

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に規定する市町村行動計画
- ・政府行動計画及び石川県行動計画に基づいて改定
- ・対象とする感染症は、① 新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症）② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

町行動計画の目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- ・町民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

町行動計画の構成

第 1 部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
第 1 章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 - 第 1 節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 - 第 2 節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 - 第 3 節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 - 第 4 節 対策推進のための役割分担 - 第 5 節 町行動計画における主な対策項目 - 第 6 節 町行動計画の実効性を確保するための取組 - 第 7 節 複数の項目に共通する横断的な視点
第 2 部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第 1 章 実施体制
第 2 章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
第 3 章 まん延防止
第 4 章 ワクチン
第 5 章 保健
第 6 章 物資
第 7 章 町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

1. 実施体制

- 新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速かつ的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限となるようにする。

準備期	初動期	対応期
・関係部局の役割の整理 ・有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認 ・定期的な会議の開催等を通じて関係機関との連携を強化 ・有事において強化拡充すべき業務の実施に必要な人員等の確保及び維持すべき業務の維持を図るための業務継続計画の作成と変更	・必要に応じ、町対策本部及び対策連絡調整会議の設置 ・全庁的な対応による人員体制の強化 ・国からの財政支援の有効活用および財源確保の検討	・県に対する特定新型インフルエンザ等対策事務の代行や応援の要請 ・国からの財政支援の有効活用および財源の確保 ・緊急事態宣言による町対策本部の設置

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 平時から町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

準備期	初動期	対応期
・感染症に関する情報提供および共有 ・偏見・差別等に関する啓発 ・偽・誤情報に関する啓発 ・迅速かつ分かりやすい情報の提供および共有の体制整備 ・双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進	・迅速かつ分かりやすい情報の提供および共有 ・双方向のコミュニケーションの実施 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応	

3. まん延防止

- 新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び地域経済活動への影響を最小化することを目的に、対策等について町民や事業者への周知を図る。

準備期	初動期	対応期
・まん延防止に向けた対策を講じる際の参考とする必要のある指標やデータ等の整理 ・基本的な感染対策の普及 ・新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進	・国からの要請を受け、国内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく町内でのまん延防止対策の準備	・基本的な感染対策や外出自粛等の周知、要請 ・公共施設等の使用制限や休館の措置 ・学校や保育施設の臨時休業の措置

4. ワクチン

- ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収める。
- 国、県及び町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備を進める。

準備期	初動期	対応期
・ワクチン接種等に必要な資材等の準備 ・ワクチン接種体制の構築 ・ワクチンに関する基本的な情報収集および提供 ・庁内関係部局、学校保健との協力体制の構築 ・予防接種事務のデジタル化の整備	・接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築 ・全庁的な実施体制の確保 ・国の方針を踏まえながら、大規模接種会場の設置や職域接種等の実施の要否の検討	・予防接種に係る情報の周知 ・構築した接種体制に基づいたワクチン接種の実施 ・ワクチンや必要な資材の供給 ・健康被害救済制度についての情報提供

5. 保健

- 新型インフルエンザ等の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施する際は、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得る。
- 保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、県からの要請を受けて必要な協力を行う。

準備期	初動期	対応期
・県等との連携体制の構築 ・保健所等の体制整備への協力 ・地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・有事体制への移行準備 ・町民への情報提供・共有の開始	・県が実施する健康観察及び生活支援への協力 ・理解しやすい内容や伝わりやすい方法による感染症対策・支援策の周知

6. 物資

- 新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれることから、平時から備蓄等を推進する。

準備期	初動期	対応期
・感染症対策物質等の備蓄および定期的な備蓄状況の確認	・感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認 ・備蓄物資等の供給に関する相互協力	

7. 町民生活および地域経済の安定の確保

- 新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があるため、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。
- 町民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

準備期	初動期	対応期
・行政手続きや給付・交付に係る仕組みの整備 ・事業者や町民への衛生用品や生活必需品等備蓄の勧奨 ・火葬体制の構築	・事業継続に向けた準備等の周知 ・生活関連物資等購入についての適切な行動の呼びかけ ・一時的な遺体安置場所の確保	・心身の影響に関する施策の実施 ・こどもの学びの保証や居場所の確保等の支援 ・生活関連物資等の価格安定等に対する適切な措置の実施 ・埋葬・火葬の特例に基づく手続